



Title	一九世紀初頭ドイツにおけるプレス自由とプレス濫用：クルーク W. T. Krug のドイツ同盟プレス法草案を手掛かりに
Author(s)	的場, かおり
Citation	阪大法学. 2021, 71(3-4), p. 55-96
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87373
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

一九世紀初頭ドイツにおけるプレスとの自由とプレスの濫用

——クルーク W. T. Krug のドイツ同盟プレス法草案を手掛かりに——

的 場 か お り

一 はじめに

(一) 問題の所在

本稿は、ヴィルヘルム・トラウゴット・クルーク W. T. Krug (一七七〇～一八四二年) のプレスとの自由論を考究するものである。クルークはカント I. Kant (一七二四～一八〇四年) の批判哲学に強い影響を受けた哲学者として知られるが、ザクセンではラント議会第一院議員として国制改革の議論をリードした人物でもある。事前検閲を義務づけるドイツ同盟プレス法 (一八一九年) と「プレスとの自由」の保障を明記するザクセン憲法 (三一年) を前に、三〇年代のザクセンではプレス法制の整備が喫緊の課題となっていた。このような中、憲法制定後初の議会でクルークはプレス法の早急な制定とプレスとの自由の保障を訴えたのである。⁽¹⁾

彼のプレスとの自由論は、一八一八年にドイツ同盟議会へ献呈した『プレスとの自由に関するドイツの立法草案ならびにイギリス立法についての叙述 Entwurf zur deutschen, und Darstellung der englischen Gesetzgebung über die

『Preßfreiheit』(以下、『独英のプレス立法』と呼ぶ)に遡ることができ⁽²⁾。第一部「ドイツにおけるプレスの自由に関する一般法案 Entwurf zu einer allgemeinen Gesetzgebung über die Preßfreiheit in Deutschland」(一―三六頁)と第二部「文書誹毀、プレス、ジャーナルに関するイギリス立法の叙述 Darstellung der englischen Gesetzgebung in Bezug auf das Libell, die Presse und die Journale」(三七―一五七頁)からなる同書は、同盟プレス法の制定議論に影響を与えた点でも重要である。同盟規約一八条「同盟関係にある諸侯および自由都市は、ドイツ同盟諸国の臣民に対して次の権利を保障することに同意した。(中略) d 同盟議会は、その第一回会議においてプレスの自由ならびに複写物に対する著作者および出版者の諸権利の保障に関して一律的命令を制定することに取り組むものである」をプレスの濫用防止に主眼を置いて解釈し「検閲法」の制定を目指すオーストリアのメッテルニヒ K. W. L. v. Metternich (一七七三―一八五九年)や彼のブレインのゲンツ F. v. Gentz (一七六四―一八三二年)に対し、一八条 d は分別あるプレスの自由が妨げられることなくすべてのドイツ人に享受されることを定めていると解釈したのがポリツァイ学者ベルク G. H. v. Berg (一七六五―一八四三年)である。⁽³⁾ オルデンブルク大公国代表を務めるベルクは同盟議会で、思想やプレスを罰しうるのは内なる裁判官、すなわち良心のみである、ただし自由の行使には責任がともない、プレスの自由が全体の福祉という目的を逸脱した場合、その処罰を外部の裁判官の手に委ねねばならない、このプレスの自由の限界を法律で定めることこそ同盟議会の仕事である、と報告した。この時ベルクが参照したのが『独英のプレス立法』である。

ドイツ同盟およびザクセン王国のプレス法制については、すでに拙著『プレスの自由と検閲・政治・ジェンダー——近代ドイツ・ザクセンにおける出版法制の展開』で考察したところである。その際十分に検討できなかった『独英のプレス立法』を取り上げ、プレスの自由やプレス法に関するクルークの見解、そして彼の見解が当時のプ

レスの自由をめぐる議論に果たした役割を解明することが本稿の目的である。なお紙幅の都合上、本稿では第I部に焦点を当て、第II部の検討は稿を改めて行うこととする。

(二) 先行研究

カント哲学の系譜に属するクルークは『哲学の新しい論理学の構想あるいは哲学的認識の諸原理に関する試み Entwurf eines neuen Organons der Philosophie oder Versuch über die Principien der philosophischen Erkenntnis』(一八〇一年)から『基礎哲学 Fundamentalphilosophie』(〇三年)を経て、自らの哲学的立場を「超越論的総合論 transzendentaler Synthetismus」と名づけた。観念論を突き詰めれば絶対的虚無論に、實在論を突き詰めれば唯物論や盲目的な機械論、宿命論に至るがゆえに、観念論と實在論の超越論的総合論が哲学することの限界点であると説き、哲学の本質および目的を、この超越論的総合論の中で観念論と實在論、そして理論と実践を互いに結びつけることに見出した。⁽⁴⁾

クルークは国制や政治にも無関心ではいらなかった。彼が大学で学び学者として歩き出した一八世紀末から一九世紀初頭のヨーロッパは激動の最中であつた。彼が一八〇九年以降教鞭をとったザクセンも例外ではなく、解放戦争後の大幅な領土割譲によって中規模国へと転落した。硬直化した祖国の国家体制を批判し、特に国家と教会の分野における自由主義の実現や憲法の制定を訴えるクルークの姿勢は、学生や自由主義者に影響を与えた。彼の自由主義が「ジュスト・ミリユー juste milieu」と評されるのは、自らの立場を急進的自由主義と非自由主義という両極の中間に位置づけたためである。これら二極はいずれも暴力的な措置を講じて妥当しようとする点で類似しており、暴力をとまなう革命と反革命が相互否定を繰り返すことは悲劇的であると説いた。⁽⁵⁾三一年に憲法が制定されると、クルークはライブツイヒ大学代表としてラント議会第一院議員となり、包括的で完成されたプレス法の早急

な制定を要求した。その際、「検閲法はプレス法ではない」という認識に立ち、予防理論に基づく検閲法はポリツアイ（警察）の講じる措置を法という服で覆い隠すものであると批判し、プレスの自由を保障する立法を求めたのである。⁽⁶⁾

このような経歴をもつクルークに関する研究は、哲学・神学的アプローチと政治学・思想史のアプローチに大別できる。哲学・神学分野では、ドイツ観念論における彼の立ち位置を明らかにすることに主眼が置かれ、主にカントとヘーゲル G. W. F. Hegel（一七七〇～一八三一年）と対照しながら彼の方法論の解明が図られてきた。⁽⁷⁾

他方、一八〇九年⁽⁸⁾にライプツィヒ大学へ移って以降のクルークについては、大学やラント議会での活動から彼の政治姿勢にも関心が向けられ、政治史や政治思想史の分野での研究が目立つ。彼の国制論、自由主義・立憲主義観、彼が主導した大学改革を支える大学観などが研究対象とされてきた。⁽⁹⁾『独英のプレス立法』も、新しく発足したドイツ同盟がプレスの自由をどう規律するのかわという政治的・法的議論に関心をもつて執筆された著作であるが、その研究は、プレスの自由史研究の大家アイゼンハルト J. Eisenhardt が同盟の議論を分析する過程で言及する程度に留まっている。⁽¹⁰⁾しかし同書は、一〇年代のドイツにおけるプレスの自由に関する立法議論を解明すると同時に、三〇年代のクルークのプレスの自由論との比較を通しその変遷を明瞭にすることに資する史料である。

以上を踏まえ、本稿の構成は次のとおりである。まず、クルークの半生を詳らかにし、『独英のプレス立法』の執筆背景を明らかにする。続いて、同書の内容を検討し、一〇年代の同盟のプレス法議論と三〇年代のクルークのプレスの自由論との関係を究明する。

二 クルークの半生

(一) プフォルタから大学へ

クルークは一七七〇年、ザクセン選帝侯国ヴィッテンベルクの南西二〇キロにあるラデイスRadisに生まれた。⁽¹¹⁾父は騎士領の小作人であり(その後、直轄領の役人や財務管理の職に就いた)、クルークの学業・研究生生活には常に金銭的不安と農民の子という出自がつきまとうことになった。

教育に熱心であったクルーク家の子どもたちは、主に家庭教師からラテン語やギリシア語、新訳聖書などを学んだ。そのような中、クルークはヴィッテンベルク大学に通う親戚から大学の様子を聴き、神学を学び聖職者になる夢を抱くようになった。裕福ではないクルーク家に助言を与えたのが、ラデイスを治めるボーデンハウゼンBodenhausen家で教師をしていた文献学者デーリンクF. W. Döring(一七五六―一八三七年)であった。彼は自身も学んだ授業料不要の寄宿学校プフォルタPforta⁽¹²⁾を勧めたのである。こうしてクルークは八二年から六年にわたり名門ギムナジウムで学ぶことになった。授業の大半は古典文献の講読であり、算術を除き、歴史や地理、博物といった科目を学ぶ機会はなかった。

クルークの大学生活は一七八八年に始まるが、翌年にはフランスで革命が勃発した。故郷に近いという理由で選んだヴィッテンベルク大学で、彼は生涯の師となるラインハルトF. V. Reinhard(一七五三―一八二二年)に出会った。⁽¹³⁾ラインハルトは九二年にドレスデンの宮廷説教師Oberhofpredigerに任命され、ザクセンの宗教・学校行政に多大な影響力を発揮することになる神学者である。クルークは彼の哲学や教理神学、道徳に関する講義に出席するのみならず、彼が催す公開討論や説教師集会にも熱心に参加した。ヴィッテンベルクでは「説教と説教術」を

習得したと回顧したように⁽¹⁴⁾、クルークの学修の中核には神学が据えられていた。

聖職者ではなく研究者になるよう勧めるラインハルトにしたがい、クルークは一七九二年、イエナ大学に移った。イエナを選んだ理由は、ラインホルト K. L. Reinhold (一七五七―一八二三年) の存在である。ヴィッテンベルクで「ヴォルフ哲学を基調にした折衷主義哲学」しか学べなかったクルークにとって、ラインホルトは「カント哲学の第一の使徒」であり「聖域へ導いてくれる」⁽¹⁵⁾人物であった。彼は『ドイツ・メルクーア Der Teutsche Merkur』に「カント哲学に関する書簡 Briefe über die Kantische Philosophie」(一七八六―八七年)を連載し、カントの批判哲学への関心を喚起したことで知られ、クルークは彼の下でカント哲学を精力的に吸収したのである。次はカントから直接教えを乞いたいと望むクルークに対し、ラインハルトはヴィッテンベルクに戻り教授資格論文を書き上げるべきだとして賛同しなかった。⁽¹⁶⁾ケーニヒスブルク行きを断念したクルークは、静養と文献調査という理由を付してゲッティンゲン大学に赴いた。ゲッティンゲン滞在は九四年の一学期と短く、ハイネ C. G. Heyne (一七二九―一八一二年) とアイヒホルン J. G. Eichhorn (一七五二―一八二七年) の講義のみを聴講し、前者から古典学を、後者から旧約聖書の釈義を学んだ。

(二) ザクセン・ヴィッテンベルク時代 (一七九四―一八〇一年)

ヴィッテンベルク大学に戻ったクルークは、「平和を希望するか選び取るかに関する哲学者たちの議論 De pace inter philosophos utrum speranda et optanda」(一七九四年)と「所与の自然理性に基づく道德律の執筆必要性とその範囲 Lex moralis utrum et quatenus omni naturae ratione praeditae scribenda sit」(九六年)によって教授資格を得、哲学とエンチクロペディーを教える助手となった。

これ以降クルークは執筆活動に勤しむが、それは生活のためであると同時に、自分の考えを口頭で小さな集団に

伝えるだけではなく書籍化することにより大きな集団に伝えるためであった。⁽¹⁷⁾『哲学の新しい論理学の構想あるいは哲学的認識の諸原理に関する試み』は、「古い家を出て自分のために新しい家を建てた」⁽¹⁸⁾と述べたように、彼独自の「超越論的総合論」を先駆的に論じた著作であった。また、平和・国制を論じた著作は、一八一〇年代半ば以降ドイツが模索する新体制をめぐる議論での彼の立ち位置を見通す上で示唆に富む。平和論は、彼が教授資格論文の主題に選んだように、当時のヨーロッパ情勢を反映し熱心に議論されていた主題の一つであり、議論の中心にはカントがいた。カントは一七八〇年代から平和論に関する論文を発表し始め、九五年には『永遠平和のために Zum ewigen Frieden』を出版した。⁽¹⁹⁾クルークが九七年に匿名で発表した「全ドイツ共和国に向けての基本路線——ある真理の殉教者による叙述 Grundlinien zu einer allgemeinen deutschen Republik, gezeichnet von einem Märtyrer der Wahrheit」は、共和制の採用や周辺国との平和同盟の設立など、カントの枠組みを基本的に継承していた。またクルークの『法の哲学への箴言 Aphorismen zur Philosophie des Rechts』(一八〇〇年)はフィヒテの『封鎖商業国家 Der geschlossene Handelsstaat』(同年)⁽²⁰⁾とともに、ゲンツを「永遠平和に関して Ueber den ewigen Frieden」(同年)による反論へと駆り立てた。空想や理論から平和は生まれず、安定した大きな君主国間の勢力均衡を図ることが平和実現の手段であると説く同論文からは、後にウィーン体制の構築に動くゲンツの姿勢を垣間見ることが出来る。

大学人としてのクルークのキャリアに大きな影を落としたのが、ゲッティンゲン滞在中に印刷に回していた『啓示宗教の完成能力に関する書簡 Briefe über die Perfektheit der geoffenbarten Religion』(一七九五年)である。「完成能力・完成可能性 Perfektheit」をキー概念にその擁護や神学・宗教思想に与える影響を論じた同書は、第一二書簡(二四六―二六八頁)でカントの『単なる理性の限界内における宗教』を「これまでで最も重要な作品

の「一つ」として扱うように、カント哲学に基づき執筆されたことは明白であった。そのため、当初出版を依頼したハノーファーでは検閲官庁を大変不快にさせたとして断られ、結局イエナにおいて匿名で出版された。しかしクルークが執筆者であると知られるようになり、ヴィッテンベルク大学裁判所の聴取で彼がその事実を認めると、ザクセンの神学界や宗教界、政界を巻き込む騒動となり、大学裁判所は同書の再版と神学の講義を禁ずる処分を言い渡した。⁽²¹⁾『批判哲学と人間の倫理的・政治的・宗教的文化との関係について Über das Verhältniss der kritischen Philosophie zur moralischen, politischen und religiösen Kultur des Menschen』(九八年)で倫理、政治、宗教という三つの観点から批判哲学を擁護し自身の評判回復を試みるも叶わず、ついに彼は国外でのポスト探しを決定することになった。彼はこの騒動を通し、純粹に学問的な内容への規制、出版の禁止、講義の没収という思想、プレス、そして教授(学問)の自由の制約に対峙したのである。

(三) プロイセン時代

① フランクフルト・アン・デア・オーダー時代(一八〇一〜一八〇五年)

一八〇一年、隣国プロイセンのフランクフルト・アン・デア・オーダー大学教授シュタインバルト G. S. Steinbart(一七三八〜一八〇九年)⁽²²⁾から招聘の話がクルークの元に舞い込んだ。啓蒙主義者で神学者のシュタインバルトはこの国の宗教・教育行政を主導する一人であった。招聘の詳しい経緯は自叙伝からも判然としないが、招聘の打診がある前にクルークはベルリンに赴き「Teller, Zöllner, Gedike, Biester, Nikolai(原文ママ)」を訪ねていた。⁽²³⁾彼らはみな「ドイツ啓蒙主義者友の会」(以下、「ベルリン水曜会」と呼ぶ)⁽²⁴⁾のメンバーであった。テラー W. A. Teller(一七三三〜一八〇四年)、ツェルナー J. F. Zöllner(一七五三〜一八〇四年)、ゲーディケ F. Gedike(一七五四〜一八〇三年)はいずれも同会創設メンバーであり高等宗務局顧問官 Oberconsistorialrat であった。

ピースター J. E. Biester (一七四九―一八一六年) も創設メンバーであり、ゲーディケとともに同会の機関誌ともいえる『ベルリン月報 *Berlinische Monatschrift*』創刊に携わった人物である(カントは会員ではなかったが、友人ピースターの同雑誌に一七八四年以降頻繁に寄稿した)。ニコライ C. F. Nicolai (一七三三―一八一一年) は書籍出版業者であり著述家であった。つまり、教育・宗教界に影響力をもつ啓蒙主義者という共通点が彼らとシュタインバルトの間に見出せる。これらの事実からクルークのベルリン訪問と招聘の打診とに何らかの関係があったという仮説も立てられるが、現時点で史料から証明することはできない。

ベルリン水曜会が社会的啓蒙の促進という主題の下で行った「プレスの自由」に関する議論は興味深い。一七八三年一二月末から翌年にかけてなされた議論では、真理の普及のために中産身分・知識身分に無制約なプレスの自由を認めるといふ会員がいる一方、下層身分・大衆を啓蒙の対象と考える会員は自由の制約、すなわち検閲を是認したのである。⁽²⁵⁾ この議論に対し、カントは「啓蒙とは何かという問いへの答え」(八四年)で、ファイヒテは「これまで抑圧してきたヨーロッパの諸君主からの思想の自由返還要求」(九三年・匿名)で、「後見人 *Vormünder*」という概念を用いて批判を加えた。⁽²⁶⁾ 二人は、自らで考えることや意見を相互に伝達することを妨げる者、すなわち啓蒙自体を否定する者、そして、啓蒙されていない者のために真理と誤謬の境界線を引いてやる権限が自分にはあると偉ぶる啓蒙主義者を、後見人と呼んだのである。啓蒙とは自らが招いた未成年状態から抜け出すことであるという前提から出発するカントは、啓蒙のためには自身の理性を公的に使用する自由が必要であり、読者世界の全公衆を前に学識者として理性を公的に使用する自由は無制約であると主張し、⁽²⁷⁾ ファイヒテは、思想の自由は無制約であるという立場から、何が真理で何が誤謬かを決定したり、研究対象を限定したり、他人に伝えようとすることを妨害したりする権利は君主たちにはないと述べた。⁽²⁸⁾ 啓蒙は他律ではなく自律に基づくことと認識する二人は、個々人が自ら

の考えを表現し発信する重要性を説いたのである。

一九世紀初頭のプロイセンでは、大臣マッソウ J. E. v. Massow (一七五〇～一八一六年)⁽²⁹⁾ の下で反啓蒙的・反動的な宗教・教育政策の見直しが進められていた。各大学の監督権をもつ彼の承認を得て、クルークは一八〇一年フランクフルト・アン・デア・オーデル大学員外教授に着任したが、ここでも早々に講義をめぐるトラブルに見舞われた。彼は論理学以外の哲学諸科目と聖書釈義を単独で担当し、論理学のみシュタインバルトと交代で担当していたが、論理学の講義内容をめぐり二人の関係がこじれたのである。⁽³⁰⁾ この時クルークが事態の収拾を依頼したのがマッソウであり、大臣の介入によってクルークが自立した教育者であることをシュタインバルトに認めさせ、教授の自由を墨守した。

②ケーニヒスブルク時代(一八〇五～〇九年)

一八〇四年にカントが死去すると、ケーニヒスブルク大学から後任人事を任せられたマッソウはクルークを推挙した。ここにも二人の関係の深さが確認できる。カントの後任、すなわち思弁哲学の正教授となったクルークに対し、実践哲学の教授はクラウス C. J. Kraus (一七五三～一八〇七年)⁽³¹⁾ であつたが、アダム・スミスの『国富論』の翻訳で知られる彼は、哲学よりも官房学の講義に重点を置き、近代化改革を支える官僚の養成に注力していた。

ケーニヒスブルク時代のクルークについて看過されてはならないのが、「倫理・学術協会 Städtich. Wissenschaftlicher Verein」(以下、「美德同盟 [Tugendbund]」と呼ぶ)での活動である。着任直後の〇六年にはライン同盟の創設と神聖ローマ帝国の解体、プロイセン国王と政府のケーニヒスブルクへの逃亡が起こり、翌年にはケーニヒスブルクにほど近いティルジツトで屈辱的な講和条約がフランスとの間で締結された。これをきっかけに〇八年春に創設され、同年六月三〇日には国王によって正式に承認された結社が美德同盟である。⁽³²⁾

政府の審査をパスした美徳同盟の定款には、プロイセン人の品性を高め倫理的に向上させるといふ純粋に愛国主義的な目的をもつ結社であり、国家の案件に違法に介入するといった政治的傾向をもたない旨が明記された⁽³³⁾。この目的達成のために、青年教育、民衆教育、学術、民衆の福祉、外的ポリツァイ（健康・生命・所有の保全、犯罪の抑止など）、内的ポリツァイ（会員の法的・倫理的行動の監督）の六部局が設けられ、会員は一つないし二つの部局に携わった。最初の五部局は理事によって、内的ポリツァイ部局は監察官によって統括された⁽³⁴⁾。

ケーニヒスブルクの本部 Stammverein は、本部メンバー（理事五名と監察官一名）、ケーニヒスブルク理事会 Hauptkammer の幹部（理事五名と監察官一名）、理事補佐五名、兵士倫理教育施設長一名の計一八名から構成されていた。会員数が一〇人に達した都市には理事と監察官からなる理事会が置かれ、それらは四つの県理事会（ケーニヒスブルク、コルベルク、ベルリン、プレスラウ）の管理下に置かれた。クルークは一八〇八年八月から翌春ライプツィヒに移るまでの間、「同盟全体の頂点」とされる上級監察官 Oberzensor⁽³⁵⁾ を務めた。任務は、定款など美徳同盟の規則が国家の法律に反していないかを精査すること、新規加入者の素行を調査すること、会員の加入・脱退を官庁に報告すること、会員の品行や活動を見張ること、そして各地の監察官を指揮することであった。これらの任務を遂行するにあたりあらゆる情報が上級監察官の下に集められ、彼の同意なしにはいかなる決定も下せなくなるなど、クルークは同盟運営の要であった。

美徳同盟は一八〇九年二月末日の国王命令に基づき解散させられたが、解散をめぐる叙述からクルークの結社観が読み取れる。彼は、同盟は正規の手続を踏み国王に承認された結社であったこと、また監察官を配置することでのその活動や運営は監督されていたことを挙げ、プロイセン国家が危険とみなし解散させたという見方を否定する⁽³⁶⁾。また、同盟がナポレオン打倒を掲げ蜂起したシル F. v. Schill（一七七六―一八〇九年）と共謀する秘密政治結社で

あり、定款違反を犯したという見方にも異論を唱えた⁽³⁷⁾。その上で、解散の背後にフランスの存在があることを指摘する。確かにフランスは当時、対仏的な者をすべて同盟の会員とみなすほど同盟を敵視し、支配下に置く諸国での会員の炙り出しに躍起になっていた⁽³⁸⁾。これに対しクルークは、非ライン同盟国のプロイセンはフランスに対し何の義務も負わない、またフランス自身が次々と内容を破棄していったティルジット条約に基づく義務も意味をなさないと主張し、フランスがプロイセン国内の結社問題に介入したことの系統上の正当性に疑義を呈したのである⁽³⁹⁾。

ケーニヒスブルクでのクルークの活動で特筆すべきもう一つが、検閲官としての活動である⁽⁴⁰⁾。彼は哲学部長として、美德同盟の機関誌といわれた『人民の友 Volkstrend』⁽⁴¹⁾を担当した。問題とされた記事は、戦争で荒廃した農村を訪ねた国王が窮状への対策を講じるよう命じると、不幸な住民たちが涙を浮かべて国王に感謝したことを伝えるものであった。クルークが不適切な箇所は一つもないと判断し印刷許可を与えたところ、ケーニヒスブルク軍事・御領地庁 Kriegs- und Domänenkammer⁽⁴²⁾（県）から異議が申し立てられた。記事は軍事・御領地庁を侮辱している、なぜなら、軍事・御領地庁が不幸な住民たちに必要な措置を講じていなかったという推論が成り立つからである、と。

クルークは一七八八年二月一九日の検閲勅令を根拠に反論した。同勅令二条は、検閲を行う意図が、礼儀に適い真摯で思慮深くなされる真理の探究を阻害することでも、不当な圧力を著述家に加えることでも、書籍の自由な流通を妨害することでもない⁽⁴³⁾と断った上で、検閲は、宗教の一般的諸原理、国家および倫理的・市民的秩序に反するもの、または個人の名誉および他人の名声を毀損する目的を有するものを防止するためのみに行われると定めていた。クルークはこれに則り、国王が不幸な農民を気遣い、それゆえ国王が人民の友であり父であると称賛されたという記事の内容は、宗教、国家、良俗のいずれをも損なっていないと反論したのである。さらに、軍事・御領地

庁の推論はありうるといっただけで決して認められるものではない、なぜならどんな窮状にも対策を講じられる全知全能の役所など世界には存在しないからである、とも指摘した。

しかし、クルークによる印刷許可の決定も軍事・御領地庁の異議への反論も認められなかったばかりか、彼自身が戒告処分を受けることになった。彼はこの経験について、「検閲はきわめて恣意的なものであるという古い命題に新しい証左を得た」と皮肉った。

ケーニヒスブルク時代は四年足らずと短かったが、カントの後任の正教授として招かれ名実ともに学者として自立したこと、愛国主義的な協会活動に勤しんだことは、彼のその後の学問的・政治的活動を理解する上で重要である。検閲官、上級監察官としての活動は、彼をプレスおよび結社の自由の問題に向き合わせたからである。

(四) ザクセン・ライプツィヒ時代（一八〇九年～三四年）

ライプツィヒ大学の哲学教授カルス F. A. Carus（一七七〇～一八〇七年）とザイトリッツ C. G. Seydlitz（一七三〇～一八〇八年）⁽⁴⁴⁾の死去を受け、一八〇九年の春、クルークはライプツィヒ大学哲学部に移った。彼がザクセンを離れている間に、この国はライン同盟に加盟し王国へ昇格していた。一三年三月に解放戦争が始まった直後、クルークは初めて学長となり、ライプツィヒの戦いの初日（一〇月一六日）まで学長職を務めた。⁽⁴⁵⁾この戦いでフランスが敗北しライン同盟が解体されると、クルークは義勇軍の騎馬猟兵隊長として戦うという愛国主義的な行動に出た。⁽⁴⁶⁾

ウィーン会議後、中規模国に落ちぶれ旧い国制の改革もままならないザクセンにおいて、積極的に時事や政治を扱うクルークやペーリッツ K. H. L. Politz（一七七二～一八三八年）の講義は学生の評判を呼び、クルークの執筆のテーマも哲学の他、宗教、戦争学、軍隊、大学、婚姻、ユダヤ人解放など多岐にわたるようになった。二一年以

降はギリシア問題に熱心に取り組み、『ギリシアの復興 Griechenschlands Wiedergeburt』では、侵略戦争に基づくオスマン帝国の支配を不当なものと否定し、ギリシアが自由と独立を取り戻すための闘いへの支援を呼び掛けた。⁽⁴⁸⁾このようにクルークは、国内外の政治や国制、宗教に関わる問題に対し、自由主義的な姿勢を明確に取るようになった。他方で彼は、ライプツィヒ大学の学者たちが中心となり発行していた『ライプツィヒ文芸新聞 Leipziger Literatur-Zeitung』（一八〇〇―三四年）⁽⁴⁹⁾の編集にも参加し、著作者という立場に加え、編集者という立場からプレス問題にコミットする機会を得た。

一八三〇年の夏学期には二度目の学長職に就き、後任の代理として翌年五月一日まで学長を務めた。⁽⁵⁰⁾三三年には大学代表として、憲法制定後初めて召集されたラント議会第一院の議員となったのである。

三 『独英のプレス立法』とプレスの自由論

(一) ドイツ同盟議会と『独英のプレス立法』

ザクセン政府は一八一六年三月、ドイツ同盟議会の自国代表にプレス問題に関する指示を与えるために、この問題についての忌憚のない意見を集約した報告書を作成するよう、ライプツィヒ大学に命じた。大学が設置した委員会のメンバーとなったクルークは、同盟のためのプレス法案を作成し、続いてイギリスの立法に関するモンヴェラン Tournaçon de Montveran の著作『De la législation anglaise sur le libelle, la presse et les journaux』（一八一七年）を翻訳した。これらを纏めた『独英のプレス立法』が一八年に出版されると、ベルクは同年の第五一回会議（一〇月二日）の報告の中で同書を参照した。⁽⁵¹⁾この報告では、前年の第二二回会議（三月二六日）の決定にした⁽⁵²⁾が、プレスの自由に関する各国の立法の概略が示されたが、ベルクは、同盟議会の立法作業に必要なデータを提

供するという本来の目的に加え、プレス法に関する自身の基本理念を表明するという目的を報告にもたせていた。

ベルクが目指したのは、ドイツ同盟規約一八条dに基づき、加盟国が合意したプレスの自由の保障を骨子とする立法である。このようなプレス法こそ、分別あるプレスの自由が妨げられることなくすべてのドイツ人に享受されることを全祖国の幸福として切望した同盟創設者の意思に適っていると強調した。ベルクの見解は、プレスの濫用防止を大義名分として実質的な「検閲法」の制定を狙うメッテルニヒやゲンツとは、一線を画すものであった。だが同時にベルクは、プレスの自由には責任がともない無制限に許されるものではないことも認め、そうであるがゆえに、この自由の限界を法律で明瞭に定めておく必要があると説いた。彼はプレスの自由の限界に関わる立法を、「ポリツァイシステム *Polizei-System*」型と「司法システム *Justiz-System*」型とに区分した。前者では、力点が犯罪や違反の予防に置かれるため、検閲が正当化される。この型を採る国として、オーストリア、プロイセン、ザクセン、ハノーファー、バーデン、ブラウンシュヴァイクを挙げる。後者はイギリス、フランス、ヘッセン、メクレンブルク、ホルシュタイン、バイエルン、ナッサウ、ザクセン＝ヴァイマル＝アイゼナハ、ヴェルテンベルクで採用され、特徴は、ポリツァイによる予防措置を意見交換やプレスの利用にとって不要かつ公益を損なうものとみなし締め出そうとする点にあり、プレスの濫用を司法、すなわち裁判によって解決することを目指す、と。

ベルクは、クルークの立場をポリツァイシステム型と司法システム型との混合型と評した。それは、検閲の導入と裁判所によるプレス犯罪の処罰を提案したからである。また、著作者の責任をほとんど問うことなく検閲に比重を置いて濫用を予防するという立法のあり方を是正し、「検閲」と「責任」を組み合わせるという点に、クルーク草案の特徴を見出した。

同盟議会はこの報告の後、プレスと自由に関する一律的命令についての所見を纏める委員会の設置を決定し、バ

ルク、ブオル＝シャウエンシュタイン J. R. v. Buol-Schauenstein (一七六三～一八三四年／オーストリア代表)、マルテンス G. F. v. Martens (一七五六～一八二一年／ハノーファー代表)、ヴァンゲンハイム K. A. v. Wangenheim (一七七三～一八五〇年／ヴェルテンベルク代表)、ベルクハイム K. C. v. Berckheim (一七七四～一八四九年／バーデン代表) が委員に選出された。しかし、同盟プレス法制の基盤をプレスの自由の保障と検閲によるプレスの濫用の防止のいずれに置くのかをめぐり、委員の意見は割れた。プレスの自由の保障に配慮を求めるベルク、検閲の導入に難色を示すヴァンゲンハイムに対し、ブオル＝シャウエンシュタインはメッテルニヒの代弁者として振る舞い、ベルクハイムも元来保守的・反自由主義的な人物であった⁽⁵³⁾。委員会は意見の不一致やオーストリアからの圧力により形骸化し、結果的にプレス法制定のイニシアティブを失った。そしてこの裏では、メッテルニヒ主導によるプレス法制定準備が着々と進められていたのである。

(二) 『独英のプレス立法』の内容

『独英のプレス立法』は一八一八年、ライプツィヒで出版された。前述したように、第I部「ドイツにおけるプレスの自由に関する一般法草案」は、一六年に『ドイツ国家評論』に発表した論文がベースとなっている。この論文がイエナの『一般文芸新聞』、ヴァイマルで発行されていた立憲主義的・自由主義的な『ネメシス Nemesis』⁽⁵⁴⁾で取り上げられ反響を呼んだため、クルークは修正・加筆し『独英のプレス立法』に再録したのである。

「前書き」⁽⁵⁵⁾でクルークはまず、完全なプレスの自由を保障すること、そして、著作者が自由を濫用した際には裁判所、特に陪審裁判の下でその責任を問うことを定める立法が望ましいと述べた。ただし現在のドイツの状況を鑑みて、今回の草案には検閲を残さざるをえなかったと釈明した上で、著作者が自らの責任を十分に果たすようになれば検閲の比重は下がり、最終的に検閲からの完全な自由が実現するというロードマップを示した。以上を踏まえ、

この後改善されることを見越し、暫定的なプレス法案を作成したと説明した。

第一部は、「序文」、「草案」、「結語」から構成される。

①序文(三〇一頁)

クルークは、彼がプレスの自由をどう解するかを説くことから始める。人間の内なるものや精神的なものを印刷・表現したものは、人間の姿そのものである。言論も書籍も、心の中のイメージを外に出し伝える記号であり、精神世界の強力な梃である。確かに言論や書籍といった表現は、大抵は感情や感覚に縛られているがゆえに、理性というより高次な目的からすれば不完全であるが、言論と書籍は一般的に人間を陶冶する基本条件であり、これらなしには人間の文化は成り立たず人間も理性的に行動できない。したがってプレスの自由は理性的な存在に本来的に備わる自由、すなわち、その理性的本性ゆえに当然与えられる自由である。

しかしその反面で、言論と書籍の濫用によって人間が非理性的に行動させられ人間の文化が損なわれてきたことも歴史的事実であり、その危険はプレス機というわんぱく坊主の発明によって一層大きくなった。現在のドイツ人の人間的・市民的陶冶のレベルから判断すれば、無制約なプレスを認めることは得策ではなく、濫用を防ぐためにプレスの自由は法律による一定の制約を被らざるをえない。ただし、プレスの利用と濫用とを区別することは難しいが、良き利用を排さないよう、最大の注意を払って立法する必要がある、と。

次にクルークは、立法の意図を説明する。目下の課題は、ドイツ同盟規約にしたがい、同盟においてプレスの自由全般を実現するとともに、プレスの濫用を防止するための制約を、ドイツ人の精神的発展と精神的陶冶を損なわない限りで、一律に規律することである。プレスの濫用に対して実定法が用いることのできる手段は二つしかない。一つ目は、自身または他人の意見を公表するためにプレスを利用する者の「責任」を問うことであり、具体的には、

執筆するという直接的な行為をなす者と印刷・流通させる者の責任を裁判官が問い、処罰するということである。しかしこの方法では、プレス濫用の未然に防ぐことはできない。そこで二つ目の「検閲」である。これは、検閲官が宗教、国家、良き習俗に反する内容が含まれていないかを審査し、印刷許可を与えるという方法であるが、書籍裁判官たる検閲官に、特定の法律に縛られる裁判官よりも強大な力を与え、彼らの恣意や気分を検閲が左右されるといふリスクを内包する。また検閲を利用して権力者が精神独裁制を敷くこともありうる。

確かに検閲は問題も多いが、ドイツの現状ではプレスの濫用防止に必要な手段である。そこで、学問・芸術の繁栄と国家の福祉のために必要な交流は許されるという条件の下で「責任」と「検閲」を活用するという理念をもって、これら二つを盛り込んだ草案を作成した、と。

②草案（一一～二九頁）

草案は全二二条からなり、必要な箇所には注釈が付された。

・印刷するための資格（一条）

ドイツ同盟諸国では、学問、芸術および生活に関する考えや感情を公にする、または、内心を言論や書籍を通して外に表現する力をもっていると自覚する者はみな、このために、国家が認可した書籍印刷所にあるプレス機を操作する資格をもつ。もぐりの印刷所、私的な印刷所を利用することは許されない。

・氏名記載の義務（二条）と印刷所の記載（三条）

著作者またはその代理人（編集者、書籍業者、出版者）の氏名は書籍に記載しなければならず、これに違反する印刷物の出版、流通、販売は許されない（二条）。印刷所の所有者と所在地も記載しなければならず、印刷所の所有者は著作者または代理人の氏名記載に責任を負う（三条）。

クルークは注釈で、匿名が認められるケースを挙げる。まず、初めての試みを発表する場合であり、公衆の反応を密かに聴くことで今後の進展に生かせるからである。次に、批評誌であり、学識者の論争は国家が気に留める必要もなく国家に危険を及ぼさないからである。

・印刷物の性状（四条）

印刷許可が与えられないのは、印刷すれば次のいずれかの企てが公になる場合である。（一）宗教および倫理を人々の目前で侮辱する、（二）市民的官憲への不服従および反抗、またはドイツ諸部族間や加盟国間の憎悪および不和をかき立てる、（三）中傷を流布し（自然人、法人問わず）人の名誉を毀損する。

クルークは、これらに該当する行為、すなわちプレス犯罪が衡平と善に基づき *ex aequo et bono* 判断されるためには陪審制が不可欠であり、陪審制がプレスに対する権力の濫用を防止する機能をもつと注釈した。それゆえ、プレス犯罪を陪審員が裁くイギリスを参考にしようと、第Ⅱ部をイギリスの立法の紹介にあてたのである。⁽⁵⁶⁾

・検閲の自由 *Zensurfreiheit*（五～八条）

事前の検閲なしに印刷することが許されるのは、著作者や編集者が四条で列挙された処罰に値する目的を達成しようとしていないことがかなりの蓋然性をもって推定される場合である（五条）。

（一）公に奉仕する官吏・教師または信頼できるドイツ人著述家として知られる者が編集し、書籍名の下に氏名を記載している場合（六条）。信頼できる著述家はドイツ人の教育や荣誉に貢献しており、彼らを検閲から解放することは全体にとって利益となると同時に、他の者にとっても負けずに努力しようという刺激となると注釈されている。（二）目的が周知され国家が承認した、秘密結社ではない社交組織（ラント議会、政府の委員会、学術・芸術家協会、商業会議所、貧困者支援協会など）に属する者が組織名および編集メンバーの氏名を記載している場合。

同じ条件を満たした文芸批評誌も同様に扱う（七条）。大学発行のプレスもこれに該当するとの注釈が付されている。（三）ラテン語または学識者しか知らない言語（ギリシア語、ヘブライ語、アラビア語および東洋の言語）で書かれている場合。ただしドイツ語に翻訳されたりドイツ語で説明がなされたりした場合は、検閲の対象となる（八条）。

ただし、検閲の自由の対象であっても、何らかの責任を問われるのではないかという不安をもつ者は誰でも、検閲を受けることができる（二二条）。

・検閲の義務 *Zensurpflichtigkeit*（九―二二条）

検閲の義務を負うのは、内容および目的が完全に処罰に値しないという蓋然性がさほど見出せない場合である。この場合、著作者または編集者は事前検閲を受けなければならず、印刷者は、検閲官の署名入りの印刷許可が発行されない限り、印刷してはならない（九条）。

- （一）ドイツ語または非学識者でも理解できるその他の言語を用い、匿名またはペンネームで書かれている場合（二〇条）。
- （二）時事や市民生活に関するニュースや広告をできるだけ迅速に伝えるために一枚単位で発行される印刷物（政治的な新聞や情報誌、比較的読者の多いピラなど）の場合で、編集者の人格は考慮しない（二一条）。
- （三）同盟加盟国で市民権をもたない外国人が編集しようとする場合（二二条）。

注目すべきは、（二）について、特に政治的動揺が見られる不穏な時代においては、ニュースや広告を扱うプレスが濫用されると甚大な不利益が生じてしまうため、これらを検閲組織であるポリツァイの監視下に置くことは不当ではないとの注釈が付されている点である。クルークは、定期刊行物を検閲免除の対象とすることで広く情報を届けようとするドライスとは異なっていた。

・疑義のあるケース（一二三条）

著作者または代理人がプレスと自由を主張して原稿を印刷所に持ち込んだが、印刷者がこの主張の正当性に疑義をもった場合、印刷者は検閲官、当地の役所または上級官庁に問い合わせなければならない。

クルークは注釈で、最終決定権をもつ上級官庁に関する規定を定めるよう同盟各国に促し、当該官庁の決定をできる限り迅速に、遠方まで出向くという面倒なしに受け取れるようにするべきであると補足した。

・検閲官の性状（一四四条）と人数（一五五条）

検閲官は、学問的な素養、誠実さ、買収されない実直さならびに確かな祖国愛を備えた男性であるべきだが、検閲の対象ならびにその内容に関する基本的な知識をもっているか否かは重要ではない。なぜなら、検閲官は、四條が定める基準にしたがって印刷許可を出すか否かを判断しさえすればよいのであつて、著作の価値や著作者の主張の正しさを判断する批評家ではないからである（一四四条）。

印刷所が一つでも存在する場所には、少なくとも二人の検閲官が国家によって配置される。印刷希望者はどちらの検閲官に依頼するかを選択でき、その検閲官が許可を与えない場合、もう一人に検閲を依頼することができる。

二人とも許可を与えない場合、上級官庁に検閲を依頼できるが、この官庁が下した判断にはしたがわなければならない（一五五条）。注釈によれば、検閲官を複数配置するのは、検閲の義務を負う側の選択肢を増やすだけではなく、最初に依頼された検閲官が印刷不許可の決定を下す際の精神的負担を軽減するためである。

・検閲官の行動（一六〇―二二一条）

一般的な行動指針…検閲官には、できる限り自由な考え方にに基づき中立な立場で任務を遂行すること、衡平と善に基づいて判断すること、原稿を適切に管理・保管すること、迅速に検閲を実施することが求められる。つまり検

関官は、検閲の義務を負う著述家にとって信頼できる助言者であるとされる(一六条)。クルークは注釈で、検閲を不当に滞らせる行為を戒めた。時事を扱う雑誌での検閲の遅れは、プレス関係者や読者に取り返しのない不利益を被らせるとして、迅速な検閲実施の体制整備を求めたのである。

個別の行動指針…(一) 内容および目的の全体が処罰に値すると判断した場合、原稿を提出者に返却しなければならず、自身の手元に保管したり破棄したりする権限はない(一七条)。(二) 不適切な箇所がいくつかあると判断した場合、その旨を原稿の欄外に書き込み、修正または削除を要請しなければならない。要請に応じたか否かは再度検閲する必要がある。ただし、著作者が検閲官による削除または修正の要請に不服がある場合、上級官庁の決定を仰ぐことができる(一八条)。(三) 印刷許可を出した後に著作者によって意味および主題自体に関わる追加または修正がなされた場合、印刷完了前に再度検閲を行わなければならない(一九条)。(四) 外国書を検閲する際は、ドイツ民族を仲違いさせその一部を外国に取り込むことで全体の利害を危険に晒す道具として利用されることのないよう、注意しなければならない(二〇条)。(五) 印刷完了後に受け取った見本に問題があると判断した場合、遅滞なく上級官庁に報告し、上級官庁が決定を下すまでの間、書籍の販売を差し止めなければならない(二一条)。

(二) に関する注釈は、検閲官自身が不適切な箇所を削除したり彼の基準で修正したりすることは検閲官の恣意に基づく行為であるとして禁じている。検閲官は、著述家の教師でも校正係でもなく、信頼できる助言者、すなわち、何が世間を不快にさせ裁判で責任を問われることになりうるのかを職務上明示しうる助言者である、と。

・ 検閲は責任を促す(二二条)

検閲を経て印刷された書籍については、検閲を受けた原稿の内容と印刷された内容が完全に一致する限り、著作者も代理人も責任を問われない。

味を帯びる。プレス濫用の減ればプレスへの恐怖心も収まり、プレスを前に震えないようにと勇ましく強靱に振る舞ってきた政府の態度も和らぐ、と。クルークは検閲（の自由）と著作者の責任を結びつけることでプレスの濫用を抑え、最終的に国家が検閲を行わないで済むようになるという道筋を描いたのである。

結語の後半は、コッツェプー A. v. Kotzebue（一七六一―一八一九年）のプレス自由（不要）論の論駁にあてられている。彼は、一八一九年三月イェナ大学の学生によって殺害され、この事件がメッテルニヒにカールスバートの決議を行う口実を与えたことで知られる劇作家である。⁽⁵⁷⁾ 彼は、一七年の『ヴァイマル反対派新聞 Oppositions-Blatt oder Weimariſche Zeitung』付録七十二号（一二月三日）に掲載された「スイスにおける共和主義的自由 Republikanische Freiheit in der Schweiz」⁽⁵⁸⁾に付された注釈に対し、『文芸週報 Literarisches Wochenblatt』に反論を執筆した。⁽⁵⁹⁾ この注釈では、意見交換が第三者の恣意に従属させられる国家は自由であるとはいえず、言葉が制限されるところでは法律も制度も人民の意向や要求に適合せず、公論を口にすることが許されないとくころではあらゆる形で恣意が支配すると説かれ、プレス自由の必要性が強調された。これに対するコッツェプーの反論をクルークは次のように要約した、ご立派なプレス自由の必要性（を説く者）に対して強力かつ反論不能な批判が常に存在し続ける、それは、ギリシアやローマでは何も印刷されなかったが、言葉は制限されず、法律や制度は人民の意向や要求に適合していたという批判である、しかしギリシア人が印刷機を知っていたなら、ペリクレス（前四九五―前四二九年）はプレス機の使用を制限しただろう、と。

この要約はコッツェプーの見解を正確に理解するには簡潔すぎるため、掲載された反論を丁寧に見てみよう。コッツェプーは、印刷物が意見交換に不可欠であるという『ヴァイマル反対派新聞』に代表される見解に対し、印刷物の頒布は意見交換とはいええず、自由にとって絶対に必要なものではないと主張した。その根拠として印刷技術が

なかつた古代社会を持ち出し、古代人は印刷機を知らなかつたが自由であつたと指摘する。次に、アテナイでは弁論家を通して行われていた意見交換が新聞記者を通しての意見交換に取つて代わられたという見解にも異議を唱える。第一に、両者は、自身の意見と人民の意見を交換するのではなく、自身の意見を受け入れるよう人民を説き伏せるにすぎないという点では酷似するが、いずれも意見交換を担う存在ではない、第二に、ギリシアやローマの弁論家は政治家であり、国家の最重要業務を司る存在であるという点で、根本的に新聞記者とは異なる、と。新聞が存在しなくとも、少なくとも特定の時代のギリシア人、ローマ人は、現在の憲法大好き人間たち *Constitutions-lüstermenen* が可能な限り欲しがるものをすべて享受していた、それゆえ、印刷することは良き国制にとつて絶対に必要なものではない、と。

次にコッツェブーは、新聞の危険性をキノコに例えて説明する。キノコは急に現れ急に食せるようになるが、毒キノコを見分けられる者はごく僅かであるため、多くの不幸が発生する。そこで、キノコが市場に持ち込まれる前に、政府が専門家にキノコを調べさせれば、無害なものと有害なものが選別され後者を排除できる、と。キノコと同様、新聞が市場に並ぶ前に有害か無害かの調査を行うこと、すなわち検閲は正当であると説いた。

最後に、ペリクレスの時代に印刷機が発明されたら、彼は検閲を導入しただろう、なぜなら彼も間違ひなく、著述家は、たとえ本人が哲学者を自称しても、プレスと自由を享受するには未成年（未熟）であり、プレスと厚顔さは決して制御できないという悲劇を経験しただろうからであると述べ、今でも著述家が未成年であることは、最近のいくつかのスキャンダラスな事件を見れば明白であると結んだ。

このコッツェブーの見解を、クルークは表現にかかる自由の歴史を引きながら否定する。クルークは、プレスと自由は言論・執筆の自由の特種にすぎないと定義した上で、隆盛期のギリシアとローマの高度な精神的・市民的

化の主要基盤は完全な言論・執筆の自由であったと説く。古代人は、我々が書籍を印刷するように、書き写すことで書籍を複製し、公的書籍業者を通して書籍を流通させていた、つまり、我々が現在プレス（印刷）の自由と呼ぶものを本質的に有しており、検閲が行われなくとも責任を有していた、と。そしてコッツェブーとは逆に、有名なデマゴグのペリクレスは、彼の権力が拠って立つ人々の好意を一瞬で失わないために、プレスを制約しないよう注意した。だるうという見方を示した。クルークが、コッツェブーの文章にはない「デマゴグ」をペリクレスに冠したのは、民主政最盛期を築いた指導者であれば、彼の権力を支える人々を慮りその自由を尊重した、言い換えれば、良く治められた国、良き指導者に率いられた国では被治者は自由を享受できることを強調する意図があったと考えられる。言論・執筆の自由への制約が強まるのはローマ皇帝たちが広大な領土を支配するようになって以降であるとして、テオドシウス一世（三四七～九五61年）と二人の息子アルカディウス（三七七～四〇八年）、ホノリウス（三八四～四二三年）が例示された。

近年になり真実の表現を認める君主が登場したと述べ、フランスのアンリ四世（一五五三～一六一〇年）、オーストリアのヨーゼフ二世（一七四一～九〇年）、プロイセンのフリードリヒ二世、ハイチの黒人王の名を挙げた。アンリ四世に関しては、マチュー P. Mathieu（一五六三～一六二二年）に対し伝記に真実を書くよう説いたエピソードが、ヨーゼフ二世に関しては、著作者名が記載され真実を書いた誹毀文書ではないものの印刷を禁止しないという一七八一年六月二日の検閲令三条が紹介される。⁶²「ハイチの黒人王」は、ジャン・ジャック・デサリーヌ J.-J. Dessalines（一七五八～一八〇六年）を指すと思われるが、外国の新聞が人々に向けた侮辱を臣民たちに周知したと解説した。

最後にクルークは、現プロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム三世（一七七〇～一八四〇年）の一八〇四年

二月二〇日の政令から「礼儀に適った公表 *Publizität* は、政府と臣民にとって、下級役人のいい加減さや悪意に對抗する最も確かな砦であり、あらゆる方法で促進され保護されるに値する」という一文を引いた。いい加減で悪意をもつ役人はこの自由を煩わしいと目の敵にするが、君主に忠実で誠実な役人は常にプレスの自由を口にするとして、フリードリヒ二世時代の大臣ヘルツベルク E. F. v. Herzberg (一七二五～九五年) の見解を例示する。知能、技能そして正義に基づき行動する国家はみな、公表するたびに良くなる、なぜなら公表によって国家の行動が公衆の前で明るい光の中に置かれるからであり、公表によって危機を迎えるのは隠蔽された暗い抜け道を愛する政府のみであるからである、と。クルークは出典を記していないが、ヘルツベルクが「国家の真の豊かさ、商業と権力の均衡に関して *Ueber den wahren Reichtum der Staaten, das Gleichgewicht des Handels und der Macht*」(八六年)で「公表」の有意を論じた箇所と重複する⁽⁶⁴⁾。同論文は、良い政府はみな、賢く公表しながら業務を処理すれば、悪くなるどころかむしろ良くなる、という一文から始まる。政府の行動を隠蔽することは、同胞の自由や至福全般を大抵は危険に晒し損なう貴族制にとっしてしか有効ではなく、君主制において完全な隠蔽が必要であるとみなすのは、政策の合法性にも正義にも自信がない者のみである、それに対して、様々な形で国内外の行政に関する情報を発信することは、臣民のみならず近隣諸国から信頼と十分な賛同を得られる最も適切な手段である、と。ヘルツベルクはさらに踏み込んで、国王が議會を開いて行政の状況を説明し、代表者の意見を求めるといやり方がイギリス国制の最大の利点であると評価した。ヘルツベルクの力点は治者・政府による公表の利点を説くことに置かれているが、クルークは被治者のプレスの自由という観点から公表の意義を論じたのである。

四 おわりに

ザクセンの農家に生まれたクルークは、無償の国立ギムナジウムへの入学を許され、大学進学を果たすことができた。聖職者を目指し神学を学ぶ彼を魅了したのが、当時注目を集めるようになっていたカントの批判哲学であった。進路を学者に変更するとカント哲学への傾倒は一層進み、その影響を強く受けながら独自の「超越論的総合論」を確立するに至った。一方では哲学界で展開された批評合戦の中に身を置き、他方では革命的・進歩的な思想の拡がりを恐れる政府による学問やプレスへの統制に直面しながら、クルークはザクセンとプロイセンでキャリアを積んでいった。その背後では、フランス革命、ナポレオンの勢力拡大と神聖ローマ帝国の解体、解放戦争、そしてウィーン体制の樹立と、時代が大きく動いていた。

新体制のドイツ同盟で始まった立法作業に資するべく、クルークが著したのが『独英のプレス立法』である。彼は、言論と書籍は人間を陶冶する基本条件、理性を高めるために必要な基本条件であるとしつつ、神が自由な存在に悪事を認める以上、プレスには自由とともに悪（濫用）があることを認めなければならないと説く。そこで彼は、悪を未然に防止する「検閲」とプレスの自由を行使する者の悪に対する「責任」の二つを、草案の柱とした。

第一の柱「検閲」は、いずれは廃されるべきであるが、現状では必要な手段とされた。クルークは検閲の自由と検閲の義務を区別し、前者では、国家が認め信頼する個人・組織ならびに学識者は検閲から解放されるとし、後者では、使用言語や内容などから読者が多いと考えられる印刷物に事前検閲を義務づけた。このことから、彼が特にプレスに携わる者の属性に着目し、検閲の要否を判断しようとしたことが読み取れる。特に学識者のプレスの自由を積極的に位置づけるのは、検閲による学問の発展の阻害を危惧するというだけでなく、検閲や出版禁止による

不利益を彼自身が経験したことも無関係ではなからう。しかし、ある者が信頼できるか否かの判断を国家に委ねれば、検閲とはまた別の統制フィルターが作用するというリスクを彼がどう考えていたのかという問題は精査が求められる。

検閲官については、形式的なチェックにあたらせ内容判断に関わらせないことで、彼らの恣意の抑制を図る。特徴的であるのは、検閲官を著作者たちにとって「信頼できる助言者」と定義することで、クルークはカントやフィヒテのように「後見（人）」機能を否定的に捉えず、検閲官とプレス関係者の間に良好なパートナーリズムを成立させようとする点である。しかし、形式的な審査と内容の審査の峻別は果たして可能か、彼はいかなる適性や能力をもつ者を検閲官として想定していたのかという疑問が残る。

第二の柱「責任」は、違反者の責任を裁判で問うというものである。彼はこの司法システムを陪審制の下で運用することを推奨するが、草案には訴訟手続や訴訟形態を定めた条文はない。プレス犯罪への陪審制の導入は一八八年二月一五日のイエナ大学作成の報告書でも提案され、刑事司法の近代化を求めるバーデンやザクセンの自由主義者たちの議論にも確認できる。⁽⁶⁶⁾ イギリスの立法を紹介する第Ⅱ部の検討とともに、陪審制とプレスの自由の関係の解明は別稿の課題としたい。

クルークが「責任」を重んじたのには重要な狙いがあった。検閲からの自由を獲得できるか否かは著作者自身の行動次第であり、名誉に関わる問題であるという考えを浸透させることで、彼らが進んでプレスの濫用を自重するようになるという効果を期待したのである。彼らが責任を自覚することで濫用は抑制され、検閲はいずれ不要となるというのがクルークの筋書きであった。

最後に、クルーク草案と同盟プレス法とを比較してみよう。クルーク草案の特徴は、(一)主にプレスに携わる

者の属性に着目して事前検閲の可否を判断する、(二) 検閲をパスした書籍についてプレス関係者の責任を問うことも押収することも許されない、(三) プレス関係者の責任は裁判、できれば陪審制の下で問う、(四) 濫用を自重させるために責任を自覚させるといった点に見出されるのに対し、同盟プレス法は(一) 事前検閲の可否は頁数(二〇ページ〓三二〇頁)を基準とする(条文では「検閲」を避け「事前承諾・事前許可」という単語が用いられる)、(二) 事後検閲の可能性を排除しない、(三) 編集業務の禁止や各種の罰則を定める、(四) 同盟国の義務を明確にし、同盟議会による紛争解決制度を整備するといった特徴を有する。前者は司法システム型とポリツァイシステム型を組み合わせたが、後者は、事後検閲の箇所で司法システムによる解決の可能性が示唆されるに留まり、事前検閲を中核に据えたポリツァイシステム型といえよう。ただし、確かにクルークはプレスの濫用防止手段の重点を検閲からプレス関係者の責任に移し、いずれ検閲を廃止するという理念を掲げたものの、実際には事前検閲の導入を容認した。これは、十数年後のザクセン・ラント議会で検閲法を否定する姿勢とは異なっている。彼がこの間に直面したこと、すなわち、同盟の立法や決議によってプレスの自由が形骸化の一途を辿る中、七月革命の余波を受け誕生したザクセン憲法ではプレスの自由の保障が明記されたことが、彼のプレスの自由論に変化をもたらしたと考えられる。

クルーク草案には、自身が多くの困難や議論を乗り越え学問の発展に寄与してきたという学者の矜持からか、学識者のプレスの自由を優遇する傾向とともに、プレスの自由をめぐる公権力と私人との間に本来成立する緊張・対立関係をパターンリズムに基づく牧歌的な協働関係で覆い隠すという前近代的ともいえる側面が見られる。つまり、プレスの自由を無制約に享受できる層と後見人なしにはプレスの自由を行使できない層とを区別する考えが、彼の中に潜んでいた可能性は否定できない。

クルークが提案する陪審制に基づく司法システム型について検証すること、他の著作の検討を通し、哲学、政治思想、法学など多角的に彼の（プレスの）自由論を考察すること、彼のプレスの自由論がザクセンのプレス法制の整備にとってもつ意味を考究することは、筆者の今後の課題としたい。

- (1) カールスバートの決議に基づく同盟プレス法、一八三〇年代のザクセンにおけるプレス法制の整備過程については、拙著『プレスと検閲・政治・シエンター——近代ドイツ・ザクセンにおける出版法制の展開』（大阪大学出版会、二〇二一年）三七七―三三三頁参照。
- (2) 第一部にあたる論文が初めて世に出たのは、アダム・ミュラー（一七九一―一八二九年）の『ドイツ国家評論 Deutsche Staats=Anzeigen』に掲載された一八一六年八月のことである（Deutsche Staats=Anzeigen, Bd. 1, Leipzig 1816, S. 301-326）。反響が大きかったため、手直しを加えたものが一八一年に再録されることになった。W. T. Krug, Entwurf zur deutschen, und Darstellung der englischen Gesetzgebung über die Preßfreiheit, Leipzig 1818, S. V. それゆえ一八二六年版と一八二八年版の対照は不可欠であるが、これは今後の課題とした。
- (3) ドイツ同盟規約一八条dをめぐる議論については、拙著、二五―四一頁参照。拙著ではヘルクが同盟議会で報告した年を「一八一六年」（二七頁）と記したが、「一八一八年」の誤りである。
- (4) F. Holz Krug, Wilhelm Traugott in: Neue Deutsche Biographie (以下、NDBと略す), Bd. 13, Berlin 1982, S. 114 f.
- (5) G. Göhler, Liberalismus im 19. Jahrhundert-eine Einführung, in: B. Heidenreich(Hrsg.), Politische Theorien des 19. Jahrhunderts, Berlin 2002, S. 211-228, hier S. 223 f.
- (6) Mithteilungen über die Verhandlungen des Landtags im Königreiche Sachsen, Bd. 1833, S. 44 ff. und S. 51.
- (7) C. Orloff, Das staatskirchenrechtliche System Wilhelm Traugott Krugs, Glaubens- und Gewissensfreiheit-eine Forderung der Vernunft, Frankfurt am Main/Berlin 1998, A. Kemper, Gesunder Menschenverstand und transzendentaler Syntheismus, W. T. Krug, Philosoph zwischen Aufklärung und Idealismus, Münster 1988 und H. J. Iwand, Theologiegeschichte des 19. und 20. Jahrhunderts, »Väter und Söhne«, Gütersloh 2001, 初期のカーン哲学を著者

とこう観点からクルークを分析するのは、W. Red, Kritische Philosophie von Kant bis Schopenhauer, München 2006, S. 158-160, K. W. Littger, Neunmayer versus Suttner/Krug vs Gannier/Kritische Vernunft vs doctrine divinae, Eichstätter Bibliothekssystematik im 19. Jahrhundert, in: N. Fischer(Hrsg.), Kant und der Katholizismus. Stationen einer wechselhaften Geschichte, Freiburg/Basel/Wien 2005, S. 365-378 und F.-P. Hansen, Geschichte der Logik des 19. Jahrhunderts, Eine kritische Einführung in die Anfänge der Erkenntnis- und Wissenschaftstheorie, Würzburg 2000, hier S. 22-27. 他方、ヘーゲル哲学・現象学の敵対者としてクルークに言及するのが栗原隆『ドイツ観念論からヘーゲルへ』(未來社、二〇一一年)一三七―一七七頁、阿部ふく子『思弁の律動——〈新たな啓蒙〉としてのヘーゲル思弁哲学』(知泉書館、二〇一八年)一六―三〇頁などである。ヘーゲルは、クルークの超越論的総合論を「およそ統一や秩序を欠いた混沌状態」に「理性が二格で登場して、(……)形式的な統一をもたらす」ものであり、多様な事実を合一できなからまき(ち)まき(ち)まき(ち)まき(ち)に呈示するだけのものである、と批判した。栗原、前掲書、一六八―一六九頁。

(8) 拙著では、ライプツィヒ大学に移った年を「一八〇五年」(一四五頁)と記したが、「一八〇九年」の誤りである。

(9) クルークの国制論を初期立憲主義の観点から論じたのは、A. Fiedler, Die staatswissenschaftlichen Anschauungen und die politisch-publizistische Tätigkeit des Nachkantianers Wilhelm Traugott Krug, Dresden 1933 und C. Schulze, Frühkonstitutionalismus in Deutschland, Baden-Baden 2002, S. 28 ff. 彼が熱心に取り組んだユダヤ人解放問題に関する研究の示唆(示唆)である。U. Backes, Der Philosoph Wilhelm Traugott Krug. Seine Stellung im vormärzlichen Liberalismus und sein Wirken für die Judenemanzipation in Sachsen, in: S. Wendehorst(Hrsg.), Bausteine einer jüdischen Geschichte der Universität Leipzig, Leipzig 2006, S. 483-504. 大学改革(改革)のユダヤ人 H. Zwahr, Im Übergang zur bürgerlichen Gesellschaft. Von der Universitätsreform bis zur Reichsgründung 1830/31-1871, Leipzig 2010, hier S. 23 ff. und K. Blaschke, Die Universität Leipzig im Wandel vom Ancien Régime zum bürgerlichen Staat, in: K. Czok(Hrsg.), Wissenschafts- und Universitätsgeschichte in Sachsen im 18. und 19. Jahrhundert, Berlin 1987, S. 133-153.

(10) U. Eisenhardt, Die Garantie der Pressefreiheit in der Bundesakte von 1815, in: Der Staat Bd. 10, Heft 3, Berlin 1971, S. 339-356.

(11) W. T. Krug, Meine Lebensreise. In sechs Stationen zur Belehrung der Jugend und zur Unterhaltung des Alters

beschrieben von Ureus, Leipzig 1825, S. 12 ff. 本稿で扱うクルークの半生についてはこの『自叙伝』に拠る部分が多い。ただし自叙伝であるがゆえに、その半生が詳細に綴られていると同時に、人物評価や学問上の争いなどの場面において主観的・一面的な見方が散見される点には留意が必要である。

(12) 入学の経緯と学校生活については、Ebd., S. 27 ff. プフォルトは、ザクセン公モーリッツ Moritz (一五二一～一五三三年) がザクセン公在位四一～四七年/ザクセン選帝侯在位四七～五三年) がナウムブルクに創設した国立学校であり、一五四三年にはマイセンに聖アフラ Sankt Afla が、一五五〇年にはクリンマに聖アウグスティーン Sankt Augustin が創設された。

W. Müller, Herzog Moritz und die Neugestaltung des Bildungswesens nach der Einführung der Reformation im albertinischen Sachsen, in: K. Blaschke(Hrsg.), Moritz von Sachsen. Ein Fürst der Reformationszeit zwischen Territorium und Reich, Leipzig 2007, S. 173-201. これらの学校は、国の発展を支える人材の育成を目的に全国から優秀な男子を集め、大学進学に必要な教育を提供した。プフォルトの学年定員は当初一〇〇人であったが、クルークが入学する頃には一五〇人に増やされていた。クルークと同時に学んだのがフィヒテ J. G. Fichte (一七六二～一八一四年) であり、一七七四年から六年間在籍していた。プフォルトの歴史は、赤木登代「現代ドイツにおける『英才教育』の実践——国立プフォルト学校 (Landesschule Pforta) 訪問を契機として——」『大阪教育大学紀要・総合教育科学』(二〇二〇年) 六八巻一～一三頁、217頁、在籍した教師や生徒は、C. F. H. Bittcher, Pfortner. Album. Verzeichnis sämtlicher Lehrer und Schüler der Königl. Preuß. Landesschule Pforta vom Jahre 1543 bis 1843. Leipzig 1843 を参照。¹²⁾ K. H. L. Politz, D. Franz Volkmar Reinhard nach seinem Leben und Wirken, Leipzig 1813, S. 48 ff. 師弟関係はライオンホルトが亡くなるまで続き、彼からの書簡は『自叙伝』に付録として綴じられている。Krug, Lebensreise, S. 235 ff.

(14) Ebd., S. 76. ティットマン K. C. Titmann (一七四四～一八二〇年) の聖書釈義「シムレック J. M. Schröckh (一七三三～一八〇八年) の世界史」キリスト教会史なども受講した。Ebd., S. 68 und S. 71.

(15) Ebd., S. 77. ラインホルトは一七八七年にイェナ大学の員外教授となり、九一年以降は哲学部正教授を務めていた。当時、『人間の表象能力の新理論の試み Versuch einer neuen Theorie des menschlichen Vorstellungsvermögens』(八九年)、『哲学者たちのこれまでの誤解を訂正するための寄稿集 Beiträge zur Berichtigung bisheriger Missverständnisse der Philosophen』(第一巻・九〇年)、『カント哲学に関する書簡』(第一巻・九〇年、第二巻・九二年)、『哲学知の基礎

に関して Ueber das Fundament des philosophischen Wissens』(九一年)などを次々と発表し注目を集めていた。ラインホルト研究は枚挙にいとまがないが、カント哲学の普及や彼の哲学の特徴については、K. J. Marx, *The Usefulness of the Kantian Philosophy: How Karl Leonhard Reinhold's Commitment to Enlightenment Influenced His Reception of Kant*, Berlin/Boston 2011、柴田隆行「ドイツにおけるカント哲学の普及と復興」『井上円了センター年報』五号(一九九六年)一三七〜一五八頁、田端信廣「ラインホルト哲学研究序説」(萌書房、二〇一五年)などを参照。ラインホルトの他、「一般文芸新聞 Allgemeine Literatur-Zeitung」の創刊でも知られるシュッツ C. G. Schütz (一七四七〜一八三二年)、神学者シュニット C. C. E. Schmid (一七六一〜一八二二年)らもカント哲学の普及に努めた。イエナにおけるカント哲学の受容実態は、N. Hinske, E. Lange und H. Schrüfer(Hrsg.), *Der Aufbruch in den Kantianismus. Der Frühkantianismus an der Universität Jena von 1755-1800 und seine Vorgeschichte*, Stuttgart-Bad Cannstatt 1995 に詳しい。ラインホルトのキール移籍を機に着任したフイヒテ、無神論論争で辞職したフイヒテの後任シェリング F. W. J. Schelling (一七七五〜一八五四年)、シェリングの推挙で招聘されたヘーゲルなどを擁するイエナ大学はドイツ観念論の中心となっていた。

(16) Krug, *Lebenstreise*, S. 83, クルークによれば、ラインホルトは批判哲学の「敵」であり、カント哲学に「異端の烙印を押し」し「無神論」と解した。Ebd., S. 78 und S. 83. プロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム二世(一七四四〜九七年)は一七九四年、カントの『単なる理性の限界内における宗教 Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft』(第一版・九三年、第二版・九四年)が聖書やキリスト教の主要・基本教義を歪曲し軽んじているとし、さらに反抗を続けるならば不愉快な処分を科すと警告する特別令を出した。カントは国王が亡くなる九七年まで、宗教に関する講述を控えることになった(カントは国王の死後、命令の内容を含めた経緯を公表した。I. Kant, *Der Streit der Fakultäten*, Königsberg 1798, S. V ff.). 詳細は、U. Wiggermann, *Wollner und das Religionsedikt. Kirchenpolitik und kirchliche Wirklichkeit im Preußen des späten 18. Jahrhunderts*, Tübingen 2010, S. 469 ff.、高田太『カントにおける神学と哲学——プロイセン反啓蒙主義とカントの自由を巡る闘い』(晃洋書房、二〇一六年)などを参照。

(17) Krug, *Lebenstreise*, S. 119 f. 主な著作は「諸学問の体系的エンチクロペデーの試み Versuch einer systematischen Enzyklopädie der Wissenschaften」(一七九六〜九七年)、人間学・人間性という観点からカントを批判したヘルター J. G. Herder (一七四四〜一八〇三年)を批判した『ヘルダーの批評の批評とヘルメス・ブシューロコボンボスによる公衆へ

のその普及に関し「Ueber Herder's Metakritik und deren Einführung ins Publikum durch den Hermes Psychopompus」(九九一年・匿名)、フイヒテの批判を惹起した『私の生の哲学の断章 Bruchstücke aus meiner Lebensphilosophie』(一八〇〇年〜一〇一年)、シェリングを批判した『最新の観念論に関する書簡 Briefe über den neuesten Idealismus』(一〇一年)などである。

(18) Krug, Lebensreise, S. 117.

(19) カントの平和論に関する研究は多いが、クルークが平和論を執筆した一七九〇年代の議論を理解するためには、網谷壮介『共和制の理念——イマヌエル・カントと一八世紀末プロイセンの「理論と実践」論争』(法政大学出版局、二〇一八年)、榎木憲一郎『カントの『永遠平和のために』とフイヒテの書評』『千葉大学人文社会科学研究』二三号(二〇一一年)一四八〜一五九頁が有益である。細かな相違点はあるものの『永遠平和のために』の意義を認めたフイヒテやシュレーゲルに対し、ゲンツやヘーゲルはカントの平和論を批判した。

(20) フイヒテの平和・国制論は、榎木憲一郎『フイヒテにおける永遠平和に向けた政治思想の展開について』『千葉大学人文社会科学研究』二四号(二〇一二年)七八〜九四頁を参照。

(21) クルークは、同書が基づくカントの批判哲学が保守的な人々の不興を買い、ラインハルトもその一人であったと述べている。Krug, Lebensreise, S. 85, 88 und 96 ff. フイヒテは同書を念頭に、クルークを「完全志向が非常に強い」、「哲学的ひねくれ者全般に対する破門宣告の対象」と揶揄した。勝西良典「試訳 フイヒテ著『フリードリヒ・ニコライの生涯と奇妙な意見』(1801年)(2)」『藤女子大学キリスト教文化研究所紀要』一八号(二〇一九年)五九〜八六頁、ここでは七五〜七七頁。なお、一八世紀から一九世紀にかけて好んで論じられた「Perfektibilität/Vollkommenheit」については、J. Passmore, The perfectibility of man [3th], Indianapolis 2000、小山裕樹「ヘルベルトの道徳教育論における『完全性』概念の歴史哲学的射程」『東京大学大学院教育学研究科紀要』五四巻(二〇一四年)一五〜二四頁が示唆に富む。

(22) ハレ、フランクフルト・アン・デア・オーデルで学んだ後、一七七四年にはフランクフルト・アン・デア・オーデル大学神学部正教授に、八七年には高等学校顧問官に任じられ、プロイセンの大学行政にも大きな影響力を有した。F. Tschackert, Steinbart, Gotthelf Samuel, in: Allgemeine Deutsche Biographie (以下、ADBと略す), Bd. 35, Leipzig 1893, S. 687-689.

(23) Krug, *Lebensreise*, S. 110 ff. クルークによれば、ベルリン訪問は誰の推薦もない自発的なものであり、交流した人物たちに何か頼み事をしたわけでも彼らと何か約束をしたわけでもなかった。ただしニコライとは、一八〇〇年〜〇一年に出版した『私の生の哲学の断章』を通して面識があった。Ebd., S. 115 f. また、ニコライの家は当時、ベルリンに来た学識者が大抵訪れる「首都ベルリンの文芸、社交の中心」であり、啓蒙主義者たちが客人をもてなしたという。渡部重美「註釈付き翻訳グスタフ・バルタイ著『プリューダー通りの家——ベルリンのある有名な家族の暮らしから——』」『協大ドイツ学研究』五一号(二〇〇四年)一〇五〜二〇二頁、ここでは二二二〜二四頁を参照。

(24) ベルリン水曜会は一七八三年、フリードリヒ二世(一七二二〜八六年)による民衆教育の振興の下で社会的啓蒙に資するという目的をもって創られた秘密結社であり、九八年に解散した。西田雅弘『カントの世界市民主義』(晃洋書房、二〇二〇年)三九〜八九頁、斎藤太郎『ベルリン月報』と「水曜会」…18世紀末ベルリンにおける〈啓蒙と秘密〉』『藝文研究』八六号(二〇〇四年)二五二〜二七〇頁、渡部、前掲論文を参照。

(25) 前者にはニコライ、メンデルズゾーン M. Mendelsohn (一七二九〜八六年)、イルヴィング K. F. v. Irving (一七二八〜一八〇一年)が、後者にはクライン E. F. Klein (一七四四〜一八一〇年)、スヴァレッツ C. G. Swarez (一七四六〜九八年)が属した。西田、前掲書、六一〜八九頁。

(26) I. Kant, *Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung?*, in: *Berlinische Monatsschrift*, Bd. 4, S. 481-494 und J. G. Fichte, *Zurückförderung der Denkfreiheit von den Fürsten Europas, die sie bisher unterdrückten, Heilopolis im letzten Jahre der alten Finsterniß*. フィヒテは出版年も出版年も偽っていた。二人の見解は、宮本敬子『「後見人」批判としての「理性の公共的使用」——クラインとカント——』『日本カント研究』九号(二〇〇八年)一七三〜一八八頁、同「フィヒテにおける言論の自由について」『フィヒテ研究』一七号(二〇〇九年)一四四〜一六〇頁に詳しい。NationとVolkの使い分けに関する指摘はきわめて重要である。クルークの『独英のプレス立法』では、Nationの使用例はなくVolkが用いられている。

(27) Kant, *Beantwortung*, S. 481 und S. 484 f.

(28) Fichte, aa.O., S. 71 f.

(29) カントはマッソウを、特定の学問(神学)に一面的な偏愛を抱くのではなく、学問全体に幅広い関心をもちそれを推

進する使命、能力、そして意志を有する啓蒙政治家と評してゐる。Kant, Streit, S. XXV f. プリンソウの政策については、M. Schneider, Julius Eberhard Wilhelm Ernst von Massows Beitrag zur Bildungsreform in Preußen (1770-1806), Frankfurt am Main, 1996.

(30) クルークを自身の助手とみなすシユタインバルトは、給与の不支給もありうると仄めかし、自身と同じ内容を教えるよう迫つたという。経緯の詳細は、Krug, Lebensreise, S. 131 ff. und S. 138 f.

(31) F. Milkowski, Kraus, Christian Jacob, in: NDB, Bd. 12, Berlin 1980, S. 681 f. マダム・スミスのエビゴーンという評価が長く支配的であつたが、未公表史料の研究が進展し、クラウスの国家学は再評価されるようになった。彼の死後、実践哲学の教授職はクルークに委ねられた。Krug, Lebensreise, S. 149.

(32) ケーニヒスブルクのある東プロイセンの他、西プロイセン、ポンメルン、シュレージエンの各都市では会員が急増したが、国王が去つたベルリンやブランデンブルクでの活動は低調であつた。軍人や大学教授が多く加入し、教師、学生、医師、聖職者、市参事会員、官僚、商人、土地所有者なども名を連ねた。会員は貴族と市民層で占められ、下層民や女性に門戸は開放されなかつた。美德同盟の詳細は、J. Voigt, Geschichte des sogenannten Tugend-Bundes oder des sittlich-wissenschaftlichen Verein, Berlin 1850, O. Dann, Geheime Organisation und politisches Engagement im deutschen Bürgertum des frühen 19. Jahrhunderts, Der Tugendbund-Streit in Preußen, in: P. C. Ludz(Hrsg.), Geheime Gesellschaften, Heidelberg 1979, S. 399-428 und J. Hermand, Der Königsberger Tugendbund. Eine antinapoleonische Geheimgesellschaft, in: J. Hermand und S. Mödersheim(Hrsg.), Deutsche Geheimgesellschaften. Von der Frühen Neuzeit bis zur Gegenwart, Köln/Weimar/Wien 2013, S. 81-92 を参照。クルーク自身も同盟にこころ著つた。W. T. Krug, Das Wesen und Wirken des sogenannten Tugendbundes und anderer angeblichen Bünde, Leipzig 1816.

(33) クルークは主目的と副目的に分類し、主目的の一つ目は、プロイセン国家が肉体力・政治力という点において喪失したものをプロイセン人の精神力・知力・倫理力を高めることで補充すること、二つ目は、肉体力・政治力の復活に有利な状況の到来に備えて肉体力・政治力の復活を準備すること、そして副目的は、戦争がもたらした悲惨な状態を改善することと、そのために必要な措置を講じる政府を支えることであつた。主目的の二つ目はフランスへの敵対的傾向を有するといふ判断から、定款には主目的の一つ目と副目的が記された。Krug, Tugendbundes, S. 12 ff.

- (34) Voigt, a.a.O., S. 58, S. 64 und S. 67 ff.
- (35) Ebd., S. 65 f. クルークは監察官を「古代ローマの「倫理裁判官 *Sittenrichter*」というよりはむしろ「結社監視人 *Gesellschaftswächter*」であると評している。Krug, *Tugendbundes*, S. 16. なお、Zensor」はローマ共和政時代に戸口調査「*ケンスス census*」を実施するために設置された非常設政務官「*ケンスル censor*」に由来するが、次第にケンスルは習俗 *mores* や祖先からの慣習 *mos maiorum* の監視も担うようになる。こうしてケンスルは、市民の非倫理的・非社会的な行為を調査し、該当者には不利な税階級への分類、騎士階層からの追放といった制裁を加える権限をもつようになった。M. Kaser, *Römische Rechtsgeschichte*, Göttingen 1982, S. 45. これを念頭にクルークは「倫理裁判官」という表現を用いたのであろう。
- (36) Krug, *Tugendbundes*, S. 28 ff. クルークは、「自身が加入を決めたのも美德同盟の「目的が称賛に値し手段が合法的」であったためと述べている。Krug, *Lebensreise*, S. 151.
- (37) Krug, *Tugendbundes*, S. 37 ff. クルークは、「蜂起はシルが起こしたもので美德同盟が起こしたのではないと説くが、シルが会員であると報道され（会員であったか否かは明らかではない）シルに協力した会員が脱退させられると、同盟と蜂起との関係を疑う声が強まったことは事実である。シルと同盟の関係、蜂起への同盟の対応、蜂起後の同盟に対する政府や国王の評価については、Voigt, a.a.O., S. 35 ff. und S. 88 ff. に詳しむ。
- (38) クルークは、「自身が一八二二年の冬から翌年にかけてライプツィヒ大学裁判所の陪席判事として担当した、自称「美德同盟会員」事件を例に挙げている。クルークは聴取や押収品から被告人は同盟について何も知らないと判断したが、フランスは、「犯罪行為を自白するまで拘束し、禁足処分を科すよう命じた。Krug, *Tugendbundes*, S. 30 f. und *Lebensreise*, S. 155 f.
- (39) Krug, *Tugendbundes*, S. 27 ff.
- (40) 検閲官としての活動については、Krug, *Lebensreise*, S. 161 f.
- (41) 『人民の友』第一号は一八〇八年六月四日、美德同盟会員の少尉ベルシユ G. F. Bärsch（一七七八―一八六六年）により政府に届けられている。O. W. Johnston, *Der deutsche Nationalmythos. Ursprung eines politischen Programms*, Stuttgart 1990, S. 66.

- (42) 軍事・御領地庁は一七三三年、地方行政の中核を担う機関として創設された。一九世紀初頭の近代化改革で整備される県 *Regierungsbezirk* の前身であり、ケーニヒスブルクでは一八〇八年以降「*Regierung*」と名称変更されていた。当時の長官アウエルスヴァルト H. J. v. Auerswald (一七五七―一八三三年) はケーニヒスブルク大学の監督官と東プロイセン・西プロイセン・リタウエンの州長官も兼任していた。
- (43) 検閲勅令は、一七八八年七月九日の宗教勅令とともに、大臣ヴェルナー J. C. von Woellner (一七三二―一八〇〇年) が推進した反啓蒙・反動政策の一翼を担うものであり、彼はカントに対する九四年の特別令にも関与していた。その政策については U. Wiggermann, Woellner und das Religionsedikt: Kirchenpolitik und kirchliche Wirklichkeit im Preußen des späten 18. Jahrhunderts, Tübingen 2010, S. 125 ff., S. 414 ff. und S. 593 ff. を参照。検閲勅令を起草したのはスヴァレッツであった。彼は一七八三年のベルリン水曜会での議論では、すでに啓蒙された者向けの書籍には無制約のプレスの自由を認め、また啓蒙されていない者向けの書籍には「非常に注意深い検閲」が最高限度に必要であるとの認識を示していた。西田、前掲書、六五―六六頁。
- (44) カルスは心理学の分野で功績を挙げ、一七七七年冬学期には学長も務めたサイトリッツは形而上学と論理学の教授であった。「ライプツィヒ大学教授一覧 Professorenkatalog der Universität Leipzig」(<https://research.uni-leipzig.de/catalogus-professorum-ipsiensium/> 最終アクセス二〇二一年九月二〇日), A. Richter, Carus, Friedrich August, in: ADB, Bd. 4, Leipzig 1876, S. 37 und E. G. Gersdorf, Beitrag zur Geschichte der Universität Leipzig, Leipzig 1869, S. 64.
- (45) Krug, Lebensreise, S. 186 und Gersdorf, aaO., S. 68.
- (46) Krug, Lebensreise, S. 192 ff.
- (47) 開講科目は各年・各学期の Verzeichnis auf der Universität Leipzig zu haltenden Vorlesungen を参照。
- (48) W. T. Krug, Griechenlands Wiedergeburt, Leipzig 1821, 18 f. クルークは神聖同盟の三ヶ国「イギリス、フランスを名指し」、キリスト教国家がギリシアのために果たすべき役割を強調した。Ebd., S. 21 ff. 他の著作・翻訳として、Neuester Stand der griechischen Sache, Leipzig 1822, Griechenland in den Jahren 1821 und 1822, Leipzig 1823 などがある。
- (49) 日刊紙である同紙(一八〇〇―〇二年)の名称は *Leipziger Jahrbuch der neuesten Literatur* は、出版物の情報を迅速。

速かつ漏れなく読者に提供する、中立的な立場で批評する、特に祖国に関する情報を重点的に発信するといった方針を掲げて創刊された。Leipziger Jahrbuch der neuesten Literatur vom Jahre 1800, Bd. 1, S. 1 f. イエナの『一般文芸新聞』に倣い、批評を通して知識を深め読者を啓蒙するのを目指した。S. Matuschek(Hrsg.), Organisation der Kritik. Die „Allgemeine Literatur-Zeitung“ in Jena 1785-1803, Heidelberg 2004、田端信廣『書評誌に見る批判哲学——初期ドイツ観念論の展相』(晃洋書房、二〇一九年)など参照。なお『独英のプレス立法』も一八年三月二日の五五号で詳細に紹介されている。Leipziger Literatur-Zeitung, 1. Halbjahr, Leipzig 1818, S. 433 ff.

(50) Gersdorf, a.O., S. 69.

(51) Protokolle der Deutschen Bundesversammlung, Bd. 6, S. 213 f. und S. 293-352. ヘルクはクルークの他、バーデンの上級宮廷裁判官ドライイス K. W. L. F. v. Draiss von Sauerbronn (一七五五—一八三〇年)と哲学者ヒレブラント J. Hillebrand (一七八八—一八七一年)の論文にも言及している。プレスの自由と海賊版に関する同盟各国の命令を纏めたドライイス論文については、同盟レベルで定める項目と各国の立法に委ねる項目とを分けその境界を明瞭にする、プレス・読書の自由は原則であり、著作者、編集者、印刷者の氏名が記載された書籍には事前検閲も事後検閲も行わない、定期刊行物や大衆向けの書籍は完全に検閲免除とする、ポリツァイとは別組織の書籍委員会を設置し書籍の流通を監視させる、プレス犯罪を一般の犯罪とは区別するといった特徴が紹介されている。Ebd., S. 293 f. und S. 346 ff. 「ドイツの国民性と国民教育 Deutschlands Nationalität und National-Bildung」を著したヒレブラントは、「無条件なプレスの自由を決定的に擁護する者」と紹介されるように、プレスや精神的交流に対する公権力の介入を否定しそれらの自立を求めた。Ebd., S. 296 f. und S. 333. ハイデルベルク、ギーセンで大学教授を務めたヒレブラントは自由主義者として知られ、四〇年代後半からはヘッセンのラント議会第二院議員として活躍した。二人の略歴は、F. v. Weech, Draiss, Karl Wilhelm Ludwig Friedrich, Freiherr von Sauerbronn, in: ADB, Bd. 5, Leipzig 1877, S. 372 f. und C. v. Prandt, Hillebrand, Joseph, in: ADB, Bd. 12, Leipzig 1880, S. 415-417.

(52) Protokolle der Deutschen Bundesversammlung, Bd. 2, S. 159 f.

(53) 「我が農民たちは、穀物やワイン、果実の出来がよければ、検閲やプレスの自由のことなど気にもしない」と述べたと思われる。F. v. Weech, Karl Christian Freiherr von Berckheim, in: Badische Biographien, Theil 1, Heidelberg 1875, S.

73-75, hier S. 74.

(54) 一八一六年の『ネメシス』では、「プレスの自由はその制約と調和するのかが、後者は秩序の維持のために必要か？ Verträgt sich Pressfreiheit mit irgend einer Beschränkung- und ist letztere zur Erhaltung der Ordnung nothwendig?」と「プレスの自由に関する補論 Noch etwas über Pressfreiheit」（いずれも著作者名の記載なし）がクルークの論文に言及した。Nemesis, Bd. 8, Weimar 1816, S. 290-314 und S. 315-334. クルーク草案は、検閲と責任とを結びつけるという「標準にはなりえない unmaßgeblich」提案と評され、政府が完璧で無誤謬であるという前提に立ち、誰が信頼できる著述家であるのかの決定を検閲官と国家に委ねている、教授や官吏、信頼できる著述家たちにはしかプレスの自由を認めないといった批判がなされた。つまりとてころ、クルークのいうプレスの自由は、政府のために執筆したり国家にとつてどうでもよい事柄について執筆したりする者以外には、妨害されずに印刷することを認めないという壁に映った影絵にすぎない」と。Ebd., S. 293 f. und S. 312 f.

(55) Krug, Entwurf, S. V-VIII.

(56) 第II部では、「プレス犯罪が厳格な陪審員によって裁かれることで、イギリス人を自由の濫用から守ることができるとも指摘されている。Krug, Entwurf, S. 81 f. und S. 86 ff.

(57) クルークによれば、ケーニヒスブルク時代に出会って以降二人は親友関係であったが、コッツェブは本来哲学（者）嫌いであった。Krug, Lebensreise, S. 165 ff.

(58) Oppositions-Blatt oder Weimarische Zeitung, Bd. 4, Weimar 1817, S. 567-569. 最後に編集部による注釈が付されている。

(59) Ueber einige, unter der vorigen Redaction in das Weimarische Oppositionsblatt eingeschlichene Bemerkungen, in: Literarisches Wochenblatt, Bd. 1, Nr. 14, Weimar 1818, S. 105 f.

(60) クルークは「デマゴグ」を「煽動的政治家」ではなく、ギリシア語本来の「民衆を導く者」の意味で用いている。

(61) キリスト教を国教化したことで知られるテオドシウス一世は、アレクサンドリア主教テオフィロス（Theophilus）（四一二年）の求めに応じ、異教神殿の閉鎖・破壊を命じた。その際セラペウムの蔵書も失われたという説もあるが、事実は不明とされている。

(62) 全九条からなる検閲令は、N. Bachleiner, Die literarische Zensur in Österreich von 1751 bis 1848, Wien/Köln/Weimar 2017, S. 427-430. 検閲の緩和とともに、検閲の中央集権化が推進され、ウィーンに設置された書籍検閲主要委員会が国内の全書籍を管轄し、禁書の決定は同委員会の専断事項とされた。Ebd., S. 60. しかし検閲の緩和は「パンフレットの洪水」を引き起こし、反動政策を誘引することになった。ヨーゼフ二世治世下の出版状況については、「ヨーゼフ二世期におけるウィーンパンフレット作家の政治的挑戦」『東欧史研究』二七卷（二〇〇五年）四六―六八頁をはじめとする上村敏郎氏の研究を参照。

(63) フリードリヒ・ヴィルヘルム三世は一七九七年に即位すると、ヴェルナーを罷免し反啓蒙・反動路線の修正に努めた。しかしクルークが『独英のプレス立法』で国王の政令を称賛した翌年の一八一九年、国王はテーブリッツでメッテルニヒと会談し、カールスバートの会議でオーストリアに協力することを約束した。拙著、三八頁。

(64) E. F. v. Hertzberg, Ueber den wahren Reichtum der Staaten, das Gleichgewichts des Handels und der Macht, 1786, S. 11. これは、フリードリヒ二世の誕生日を祝し一七八六年一月二六日に科学アカデミーで開かれた会で講演するために執筆され、元々フランス語で書かれていたものをドイツ語に翻訳したものであるが、出版地・出版者は記載されていない。

(65) C. v. Rotteck und C. Welcker, Staats-Lexikon, Bd. 13, Altona 1842, S. 382 ff. ドイツの陪審制については、「三成賢次『陪審制と参審制——近代ドイツにおける司法への民衆参加——』佐藤篤士・林毅編著『司法への民衆参加——西洋における歴史的展開』(敬文堂、一九九六年)一八九―二一〇頁、同『法・地域・都市——近代ドイツ地方自治の歴史的展開』(成文堂、一九九七年)一六七―一八二頁を参照。

三成賢次先生には、「西洋法制史」の魅力と奥深さを教えていただくとともに、多年にわたりご指導ご鞭撻を賜ってきた心より感謝申し上げます。本稿は、先生の学恩に報いるには甚だ不十分で拙いものとなったが、今後一層研究に精進することをお誓いし、ご退職のお祝いとさせていただきます。ただければ幸甚の至りである。